

事 務 連 絡

令和6年10月15日

事業主様

東京文具工業健康保険組合

健康保険被保険者証廃止後の変更事項等について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年2月26日付事務連絡「令和6年度において施行される主な改正事項等について」（お知らせ）にてご通知いたしましたように、先般公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」により、令和6年12月2日より健康保険被保険者証が廃止されることとなっております。

つきましては、健康保険被保険者証の廃止後の変更事項等について、下記のようにご通知いたしますので、ご担当者様及び被保険者並びに被扶養者の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 健康保険被保険者証廃止後の経過措置について

現在、すでに発行済みの健康保険被保険者証（令和6年11月29日まで発行するもの。）は、経過措置により、令和7年12月1日まで使用することが可能です。

2. 新規取得者等について

令和6年12月2日以降に新規に資格取得や被扶養者認定を申請される方には、資格取得申請書や被扶養者異動届にマイナ保険証（マイナンバーカードに健康保険利用の登録をしたもの）の保有の有無についてチェック欄を設けることにより、下記の「ア. 資格情報のお知らせ」または「イ. 健康保険資格確認書」のいずれかを交付することとなります。

ア. 資格情報のお知らせ

すでにマイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者情報等をご確認いただくための「資格情報のお知らせ」を交付いたします。

イ. 健康保険資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方には、現行の健康保険被保険者証の代わりとなる「健康保険資格確認書」を交付いたします。

※ 令和6年12月2日の施行日をもって健康保険被保険者証の交付ができなくなるため、施行日前に受付等をした申請書であっても、添付書類の不足等や審査により、当組合での処理日が施行日以後になる場合は、「ア.」または「イ.」の交付となりますので、ご承知おきください。

3. 令和7年12月2日以降について

現在発行している健康保険被保険者証はすべて無効となります。

基本的にマイナ保険証をご使用いただくこととなりますが、マイナンバーカードを取得していない方や、マイナンバーカードを保有していても健康保険証利用登録を行っていない方には、当組合より職権で健康保険資格確認書を交付する予定です。

4. 健康保険資格確認書の職権交付等について

新規の健康保険資格取得後や被扶養者認定後に、正当な理由によりマイナ保険証を使用できなくなった方には、それぞれの事由により申請、または職権により健康保険資格確認書を交付する予定としております。

交付される方を以下のように整理いたしましたので、ご参照ください。

なお、今後対象者が拡大される可能性がありますので、ご承知おきください。

・申請が必要な方（申請様式等は、後日正式に示される予定です。）

（1）マイナンバーカードを紛失した方、または更新中の方

（2）マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある方

・職権交付となる方

（1）マイナンバーカードを取得していない方

（2）マイナンバーカードを保有しているが、マイナ保険証の利用登録を行っていない方

（3）マイナ保険証の利用登録解除を申請された方（登録解除者）

（4）マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方

（5）マイナンバーカードを返納された方

※ ご不明な点やご質問等がございましたら、下記までお問合せください。

（お問い合わせ先）

東京文具工業健康保険組合

業務部 業務課 資格係

電話 03-3866-8141

ダイヤル「1」